

入院のご案内

入院日までに必ずお読みください

病棟スタッフステーション

病院理念

信頼の絆でつながる、
市民とともに歩む健康・医療拠点

基本方針

「市民の命を守る病院」

- ・市民に寄り添い、健康をサポートできる病院
- ・24時間365日、常に安心して受診できる病院
- ・広域感染症発生時や大規模災害時などに対応できる病院

「地域医療を守る病院」

- ・患者とともにあり、患者を治し支える病院
- ・質の高い医療を提供し、地域のニーズに応える病院
- ・予防から緩和までがんに強い病院

医の倫理綱領

私たち市立大津市民病院の医療者は、

1. たずさわる仕事に誇りをもち、つねに自己の人間性と責任感を涵養し、職業人としての資質の向上に努力します。
2. すべての患者さまの人格と価値観を尊重し、ひとを大切にする医療を行います。
3. すべての患者さまに対し公正且つ平等に対応し、患者さま本位の医療を行います。
4. すべての患者さまの個人に係る、いかなる事柄も許可なく他人に洩らしません。
5. 医療を行う場合はもとより、日常の生活においても法に従い、社会の秩序の保持に努めます。

患者の権利綱領(患者様の権利)

市立大津市民病院の職員は、患者様の次の権利を順守して日々の医療を行います

1. 安全で適正な医療を公平・平等に受ける権利
2. 個人の生き方、信条、尊厳などが尊重される権利
3. 病状、検査結果、治療方法・結果などについて、納得のいく説明を受ける権利
4. 十分な説明や情報提供のもとで、どのような医療を受けるかを選択する権利
5. 如何なる不利益を受けることなく、検査・治療などを拒否する権利
6. 希望によりセカンドオピニオン(他の医師の意見を聴くこと)を受ける権利
7. 如何なる場合も、個人情報やプライバシーが守られる権利

看護局理念

専門的知識を深め、洗練された技術で、患者さんの生きる力を引き出し、
寄り添い続ける看護を提供します。

市立大津市民病院は、医学生・看護学生等の臨床研修指定病院・実習協力病院です。
研修医・看護実習生等が、臨床実習・臨床研修の一環として診療行為に加わる場合がありますので、ご理解のうえご協力をお願いいたします。

入院について

入院予約、当日の持ち物は

- ・入院予定日の変更や取り消しのお問い合わせは、病院代表から各外来へお願いします。
(電話 **077-522-4607** 平日 8:30~17:15)
- ・入院に関するお問い合わせは、入退院センターまでご連絡をお願いします。
(電話 **077-526-5013** 平日 8:30~17:15)
※おかけ間違いにご注意下さい。

入院手続きに必要な書類等

*必ずご持参ください。□は確認欄

☐ 診察券	☐ 健康保険証	☐ 印鑑	☐ 入院誓約書
☐ 医療保険適用外費用同意書	☐ 入院履歴の確認票	☐ 面会に対するお申し出について	

*お持ちの方はご持参ください。□は確認欄

☐ 福祉医療受給券	☐ 高額療養費 限度額適用認定証
☐ 公費証明証	☐ 介護保険証(要介護認定ある方のみ)

- 保険証の内容に変更が生じた場合は、直ちに病棟事務職員にご連絡ください。
ご連絡のない場合は、全額実費扱いになることがありますのでご注意ください。

入院生活に必要なもの

*寝衣、タオル類はレンタル(有料)がございます。
ご案内をご覧ください。

□は確認欄

☐ パジャマ	☐ 下着・靴下	☐ タオル	☐ バスタオル
☐ 歯ブラシ	☐ 歯磨き粉	☐ 石鹸・ボディーソープ	☐ シャンプー・リンス
☐ 髭剃り	☐ くし・ブラシ	☐ はし	☐ スプーン
☐ コップ (割れないもの)	☐ ティッシュペーパー	☐ イヤホン (貸出しはしておりません)	☐ メガネ等、愛用品
☐ はき慣れた脱ぎにくく滑りにくい室内履き		☐ 外来受診時に提示されたもの	
☐ 入院のご案内 (このパンフレット)	☐ 現在服用されている薬 (担当医にご提示ください)	☐ お薬手帳	☐ マスク

- 冬期など季節・気候に応じて、寒さ対策の防寒具(上着や靴下など)をご準備下さい
○寝具(布団・枕・シーツ)は当院でご準備いたします。尚、病室には床頭台・ロッカー・ゴミ箱・イス・テレビ・保冷庫(テレビカードで使用)を備えています。
○病院内への電気製品の持ち込みはご遠慮ください。



お部屋は…

- ・特別室、個室、4人部屋があります。
- ・4人部屋でのベット位置の選択はしていただけませんのでご了承下さい。
- ・急患、重症者の発生などやむをえない事情で病室及び病棟の移動をお願いする場合がありますのでご協力をお願いします。
- ・個室を希望され4人部屋から移られる場合、個室の差額料金が必要となります。
- ・希望の病室へ入院していただけない場合もありますのでご了承ください。

特別室、個室の差額料金は下記のとおりです。

種 別	単 位	金 額
特 別 室	1 日につき	15,000円+税
個 室		7,000円+税

※個室料はご使用日数で計算します。(入院日・退院日もそれぞれ一日分として計算いたします。)

入院生活について

お食事は

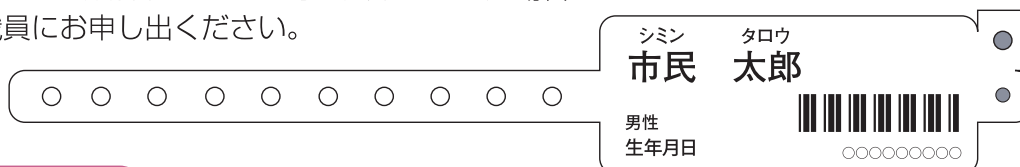
- ・病状に応じたお食事を準備します。食べにくい、飲み込みにくいなど、お困りのことがありましたら職員にご相談ください。
- ・食品衛生上、配膳後なるべく早くお召し上がりください。検査などでお食事が遅くなる場合は、パン、ジャム、ロングライフ牛乳など常温保存可能な専用の軽食を準備します。
- ・お食事の変更には締め切り時間を設けており、締め切り後の患者さんのご都合による変更はお受けできません。
- ・お茶の作り置きはしておりませんので、食事以外で必要な場合は、各自でご用意ください。

食 区 分	食事提供時間	食事変更締め切り時間
朝 食	7時20分頃	6時30分 パン食への変更は前日15時
昼 食	12時頃	10時
夕 食	18時以降	16時



リストバンドは

- ・医療上の安全対策としてリストバンド装着の義務化にご協力をお願いします。
なお、装着部位にかゆみ等の異常を感じた場合は、職員にお申し出ください。



付添いは

- ・原則、必要ありません。
- ・病状などによりご希望される場合は、担当医師にご相談ください。

携帯電話は



- ・携帯電話はマナーモードに設定し、4人部屋での通話をご遠慮ください。
- ・左記の表示区域では、通話が可能です。
外来—1階ホスピタルギャラリー
別館リハビリテーション手前のソファコーナー
病棟—デイルーム
人工呼吸器・輸液ポンプ等使用していない個室
- ・医師等職員が使用しています業務用PHS電話は、医療用として安全が確認された専用電話です。

災害発生時は

- ・避難経路は、各病棟に掲示していますので入院時に必ずご確認ください。
- ・火災等、非常の場合は職員の指示に従ってください。



禁煙・飲酒は

- ・病院の建物および敷地内は、全面禁煙としています。（電子たばこも含みます。）
また、入院中の飲酒もお断りします。
- ・なお、健診センターでは、禁煙外来を実施しています。



面会は

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、現在、面会はすべてお断りしております。
荷物の受け渡しについては病棟でご確認ください。
また、入院中は外出、外泊もお断りしております。
ご理解とご協力をお願い致します。

3

盗難予防について

- ・貴重品や多額の現金は、病室に持ち込まないでください。
 - ・貴重品や現金は「各床頭台内に設置されている金庫」に入れて鍵をかけ、鍵は身につけて保管してください。
 - ・金庫及びロッカーの鍵を紛失された場合は、合鍵作成費用として500円（税込）頂戴致します。なお、合鍵作成後、紛失した鍵が発見されても返金対応は致しかねますのでご注意ください。
 - ・テレビカードは現金と同様です。部屋を離れる際は各自で管理をお願いします。
- 病院として盗難防止に努めておりますが、当院では金品の盗難・紛失に関して責任を負いかねますのでご注意ください。

4

院内設備・施設について

院内に以下のコーナーを設けていますので、ご利用ください。

- | | |
|---|---|
| ○公衆電話(国際電話対応表示有) | 本館1階、本館6階 |
| ○ファックス | 本館1階・5～8階 |
| ○コピー機 | 本館1階 |
| ○患者用インターネット接続スポット
(7時00分～21時00分) (Wi-Fi) | 本館1階ER待合・2階(一般外来・会計)待合
5～8階デイルーム |
| ○テレホンカード | コンビニエンスストア(売店)で対面販売 |
| ○テレビカード販売機 | 本館1階 各階デイルーム 本館9階 |
| ○テレビカード精算機 | 本館1階 |
| ○キャッシュコーナー | 本館1階(コンビニエンスストア内にもATMがあります) |
| ○医療費自動精算機 | 本館2階医事課前外来ホール(平日) 8時30分～17時00分
本館1階ER受付横 (平日) 17時00分～翌日8時30分
(土・日・休日・年末年始) 終日 |
| ○ランドリーコーナー(洗濯機、乾燥機) | 本館9階(洗剤はご用意ください)
使用料金(テレビカードでの使用も可能)
・洗濯機 1回100円 ・乾燥機 30分100円 |
| ○コンビニエンスストア(売店) | 本館1階玄関横
営業時間 6時00分～22時00分
取扱商品 地域のコンビニと同等のもの(イトインスペース含む)
衛生材料(口腔ケア用品、おむつ、寝衣など) |
| ○自動販売機 | 本館1階 各出入り口付近 リハビリテーション部横廊下
各病棟デイルーム 本館9階 |
| ○理髪店 | 別館1階 営業時間 月～金(平日) 9時00分～16時00分 |
| ○郵便ポスト | 本館1階防災センター出入口横 |

5

医療・福祉・介護保険・訪問看護等相談について

- ・福祉制度や退院後の生活(介護保険、在宅医療、訪問看護の利用など)についての相談は、本館2階入退院センターまでお申し出ください。
- ・支払い困難が予想される方や健康保険未加入の方は、病棟事務職員にご相談ください。
- ・病気に対する不安や相談などは、患者相談支援室にお申し出ください。

6

駐車場について

※入院中の駐車場利用はご遠慮ください。やむを得ず駐車を希望される場合は、入院当日に防災センターまでお申し出ください。(駐車された場合、たとえば10日間の入院期間中継続して駐車された場合の料金は、1,000円×10日＝入退院日＝8,000円となります。)

※無料で駐車できるのは以下のとおりです。

- ・入院日 ・退院日 ・手術日 ・小児患者(小学生以下)の付き添いが必要な場合
- 入院病棟に「駐車場利用証明書」の発行をご依頼ください。

※退院日は入院費精算書のご提示でも結構です。いずれの場合も防災センターにて無料化处理をさせていただきます。(駐車場利用証明書と駐車券をお持ちください。)(裏表紙の地図参照)

※病状説明での来院時は、有料となります。

駐車料金早見表

駐車時間(時間)	1 時間以内	3 時間以内	4 時間以内	5 時間以内	6 時間以内	7 時間以内	8 時間以内	9 時間以内	9時間を超え 1日における上限
料 金(円)	無料	300	400	500	600	700	800	900	1,000

7

プライバシーの保護(個人情報)について

- ・当院では個人情報に関するお電話でのお問い合わせには一切対応しておりません。
- ・病室入口のお名前表示を希望されない場合はお申し出ください。
(診療上、お名前確認のため、お受けできない場合もありますのでご了承ください。)
- ・入院時に「面会に対するお申し出について」をお伺いしています。
面会案内を希望されない場合は、ご家族や身内の方でも案内はいたしません。

8

その他

- ・診療記録の開示に関するご相談は、患者相談支援室でお受けしております。
- ・病室でテレビをご覧になる場合は有料となり、専用のテレビカードが必要です。
(カードに残っている度数は、精算が可能です)
- ・テレビ、ラジオの音声は、イヤホンでお聞きください。
- ・消灯は21時です。以降は、枕灯をご利用ください。
- ・外部からの電話は、緊急時のみお取次ぎいたします。
- ・院内感染予防のために、病室を出入りされる時は「手洗い」「消毒」をしてください。
- ・病院内は、冷暖房・空調を行っています。窓の開閉はご遠慮ください。
- ・アイバンク、骨髄バンク、献体等登録されている方は、職員にお申し出ください。
- ・職員へのお心付などは、固くお断りいたします。
- ・他の入院患者さんや職員もしくは、病院に対する迷惑行為や診療上の指示に従わない場合には、退院していただくことがありますのでご了承ください。
- ・病院備え付けのテレビで流れる、無料オリエンテーションもご覧下さい。
- ・医療機器及び病院備品について破損された場合、修理その他費用を頂戴する場合があります。

患者・家族の皆様へお願い

病棟、病室の移動及び転院・退院について

当院は地域支援病院として、できる限り多くの急性期医療を必要とする患者様や重症の患者様に、その病状に応じた適切な医療を速やかに受けていただき、地域の医療ニーズに応えることを使命としています。

患者・家族の皆様におかれましては、次の事項についてご了承の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

1) 入院当日の状況により、希望された病室に入院できない場合があります。

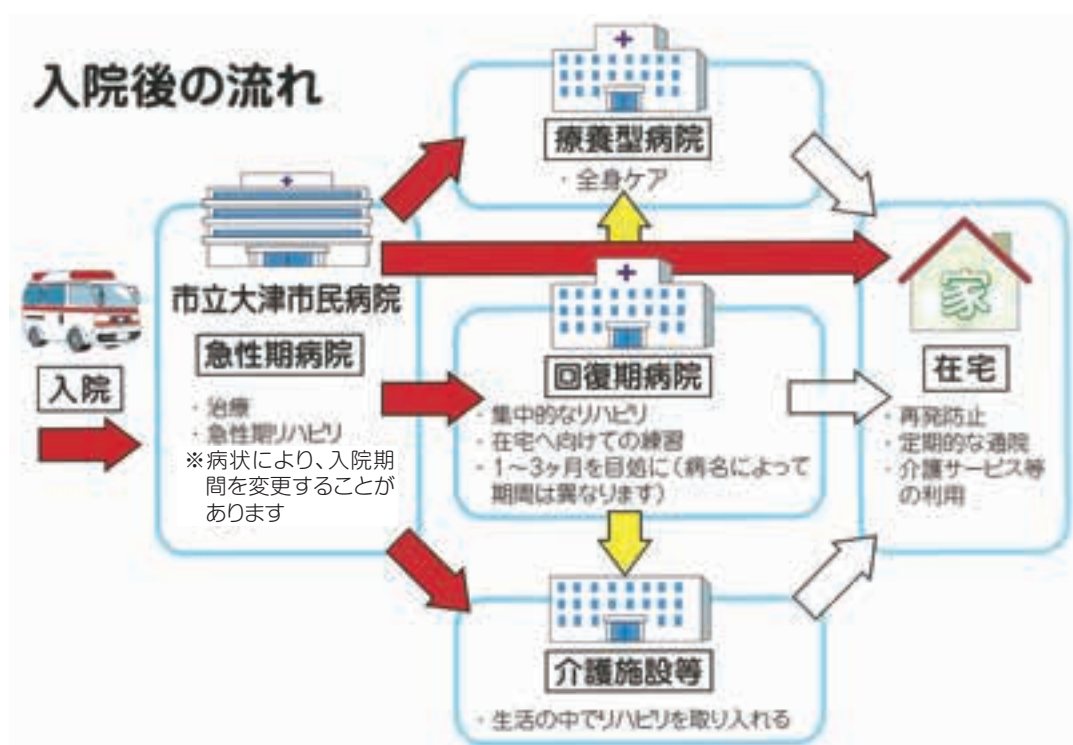
当院には急性期医療を必要とする重症の救急患者様が多く来院されており、その病状に応じた適切な医療を速やかに受けていただく必要があります。そのため、入院後においても病室を移動していただくことがあります。

2) 入院後、早期から退院・転院のための調整を行わせていただきます。

当院は、救急の重症患者様や急性期疾患の患者様など緊急で重篤な状態にある患者様に、手術など高度で専門的な医療を提供する病院です。そのため、病状が安定された時点で在宅などへ退院をしていただけるように、入院早期から退院に向けた支援をさせていただきます。

退院先の相談に関しては先ず、主治医または病棟看護師長までお知らせください。転院・退院調整担当の看護師・医療ソーシャルワーカーがサポートさせていただきます。

限られたベッドをより多くの患者様にご利用いただけるよう、ご理解・ご協力をお願いいたします。



3) 当院は、午前 10 時退院をお願いしております。

円滑な退院にご協力をお願いします。

服用中のお薬等について

1) 服用中の薬等・お薬手帳を入院時にご持参ください。

現在服用中のお薬は、他の医療機関で処方されている薬も含め、すべて入院時にご持参ください。お薬は内服薬だけでなく、軟膏、点眼、貼付剤、あるいはサプリメント、健康食品などもお願いします。

また、お薬手帳または保険薬局(調整薬局)で発行しているお薬説明書などをお持ちの方は、入院時にご持参ください。

2) 入院後、病棟看護師または病棟薬剤師にご持参いただいたお薬やお薬手帳を、お見せください。

入院中の他の医療機関の受診について

1) 入院日・退院日を含め入院中の当院他科及び、他の医療機関を受診することはお控えください。

他の医療機関の受診予約・予定がある方は、必ず事前に病棟スタッフまでお申し出ください。

他の医療機関での処方薬については、主治医にご相談ください。

10

入院費用について

請求書は

- ・ 入院中……前月分を翌月10日過ぎにお渡しします。請求後5日以内にお支払いをお願いします。
- ・ 退院時……退院日にお渡しします。当日中にお支払いをお願いします。
(なお、退院当日中に請求書をお渡しできない場合は、翌平日以降の郵送となりますので、到着後速やかにお支払いください。)

窓口でのお支払いは現金のみとなっております

月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
本館2階 医事課 ⑥お支払い窓口

土、日、祝日、年末年始、時間外
本館1階 ER おおつ

自動精算機でのお支払いは現金及びクレジットカードの使用が可能です

月曜日～金曜日 8時30分～17時00分
2階医事課前外来ホール 医療費自動精算機

土、日、祝日、年末年始、時間外
本館1階 ER おおつ受付横 医療費自動精算機

- ・ クレジットカードのご利用にあたっては、暗証番号(4桁)の入力が必要になります。
- ・ 銀行振り込みもご利用いただけますが、振込み手数料はご本人様負担となりますのでご了承ください。(振り込まれる場合、振込み人名は患者名でお願いします。)
- ・ 概算金やご不明な点、ご相談は、病棟事務職員にお申し出ください。
- ・ 領収書の再発行はできませんので大切に保管してください。

計算方式は

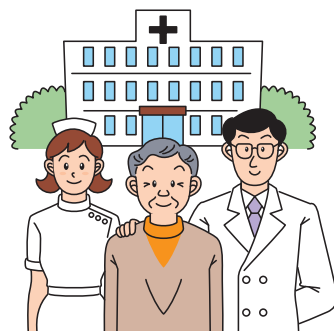
- ・病名や治療方法による分類によって1日の治療費や入院期間が決められています。
- ・1日の治療費の中には薬・注射・検査などが含まれます。
(詳細は下記の「当院では入院の計算方法にDPC方式を採用しています」をご参照ください。)
- ・保険証の提示が無い場合や健康保険未加入の場合は自費払いとなり、計算方法が異なります。(ご相談に対応させていただきますので病棟事務職員にお申し出ください。)
- ・「限度額適用認定証」を提示して頂くことで、1ヶ月あたり(月の初めから終わりまで)の入院費用を自己負担限度額までに抑えることができます。(詳細は11ページをご参照ください。)

退院について

- ・退院日は主治医の許可により決定となります。
- ・退院時間は原則として午前10:00となります。
ご協力をお願いします。

証明書類は

- ・入院証明書等、各種証明書、診断書は2F証明窓口で受け付けております。



11

当院では入院費の計算方法にDPC方式を採用しています。

市立大津市民病院では、平成21年4月1日より『DPC対象病院』として厚生労働省の認定を受けました。このため、入院医療費の計算方法がDPC方式となります。

『DPC』とは

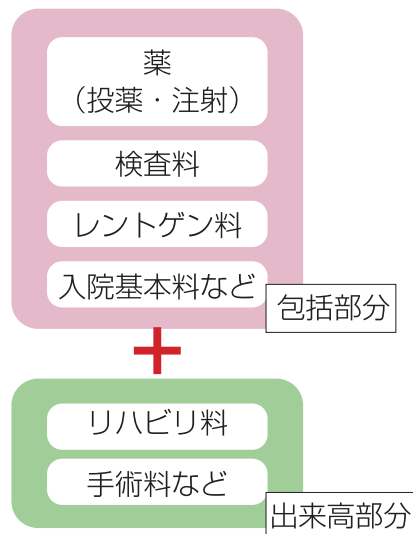
入院された方の症状などをもとに、手術や処置の内容に応じて定められた1日当りの定額の点数を基本に医療費を計算する「包括払い方式」であり、医療の質の向上を目的に、医療の標準化と透明化を目指すものです。診療行為ごとに料金を計算する従来の「出来高方式」とは異なります。

なお、1日当りの定額の点数は、診断群分類と呼ばれる区分ごとに、入院日数に応じて定められています。入院された方がDPCによる計算方法の対象となるかどうかは、病名や診療内容によって異なるため、主治医が判断することになります。入院された方のご病気が、この診断群分類のいずれにも該当しない場合には、「出来高方式」による医療費の計算方法となります。

(正常分娩、労災 自賠責、歯科などはDPC対象外です。)

DPC方式

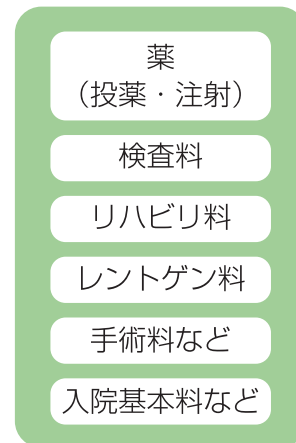
一日当りの医療費(包括)と手術などの
出来高部分を積み上げたものです。



出来高方式

診療内容を、一つ一つ積み上げて
合計する方法です。

(診断群分類にいずれにも該当しない)
場合に適用となります



DPCでは1日当りの点数が決められており、投薬・注射・検査などの診療行為はその決められた点数に包括されています。

従いまして、投薬・注射・検査などの診療行為を通常より多く行う必要があった場合でも、1日当りの包括診療費は変わりません。ただし、手術や内視鏡などの医師の専門的な技術が必要とする分野は、出来高算定方式で診療費を計算いたします。

患者の皆様を守っていただきたいこと

院内には、様々な病気で治療されている患者様がおります。

いわば、病院は、「病気を治療する神聖な場所」であり、「皆が等しく医療を受けられる環境」でなければなりません。

また、医療は、患者様と医師、看護師等の医療従事者との「信頼関係」により成り立っています。

そこで、当院においては、「地方独立行政法人 市立大津市民病院診療規程」並びに「地方独立行政法人 市立大津市民病院使用料等に関する規程」を制定し、患者さん、面会者、病院等が守るべきこと(ルール)を定めています。

地方独立行政法人 市立大津市民病院診療規程(抜粋)

(診察券)

第7条 院長は、診療を受けようとする者(以下「患者」という。)に対し、無償で診察券を交付するものとする。ただし、患者の責めに帰す事由によりこれを破損、紛失等した場合は、患者の実費負担によりこれを再交付することとする。

2 病院において患者は、必要に応じて診察券を提示しなければならない。

(入院誓約書)

第8条 入院して診療を受けようとする者(以下、「入院患者」という。)は、入院時に入院誓約書(様式第1号)を院長に提出しなければならない。

2 入院患者は、連帯保証人を立てなければならない。ただし、院長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(付添人)

第9条 入院患者は、付添人を付けようとするときは、院長の承認を受けなければならない。

(面会)

第10条 入院患者に面会しようとする者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 面会時間は午後1時から午後7時までとする。ただし、休診日は午前10時から午後7時までとする。
- (2) その他院長の定める事項
- 2 院長は、入院患者の症状その他の事情を勘案し、前項の面会を制限又は禁止することができる。

(退院の指示)

第11条 院長は、入院患者が次の各号のいずれかに該当するときは、退院を命ずることができる。

- (1) 病院における療養の必要がなくなったとき。
- (2) 正当な理由がなく診療費用等を支払わないとき、又は著しく滞納したとき。
- (3) 病院に関する規則等に違反し、または主治医若しくは診療科部長の指示に従わないとき。
- (4) その他職員への暴力、暴言等医療の継続が困難な行為をし、又は風紀を乱すと認めたとき。

(病院等の利用制限)

第12条 院長は、患者及びその関係者(以下「病院利用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、病院等の利用を制限することができる。

- (1) 他の病院利用者に迷惑をかけ、又は迷惑をかける恐れがあるとき。
- (2) 病院の管理上支障があるとき。

(損害の賠償)

第13条 患者及びその他病院の施設を利用する者が、病院の器具機械若しくは施設を滅失又は損傷したときは、院長は損害の一部又は全部を賠償させることができる。

地方独立行政法人 市立大津市民病院使用料等に関する規程(抜粋)

(料金の納期)

第7条 料金は、法人を利用した際に納入しなければならない。

- 2 入院に係る診療費用等は、その請求を受けた日から5日以内に納入しなければならない。ただし、退院する場合においては、当該退院する日に納入しなければならない。
- 4 前2項の請求に係る診療費用等は、毎月末日を計算締切日として算定する。ただし、退院する場合における計算締切日は、当該退院する日とする。
- 5 診療費用等を分割納入することを認められた者は、分割払金の額、納入期限、納入を怠った場合における期限の利益の喪失等に関する事項を記載した書面に連帯保証人と連署し、これを理事長に提出しなければならない。

70歳以下の患者様・ご家族の皆様へ

健康保険には『高額療養費制度』があり、1ヶ月（1日から月末まで）の医療費が一定以上の金額になると、自己負担限度額を超えてお支払いされた金額が払い戻されるというものです。

また、入院などで医療費が高額になる場合には『限度額適用認定証』を健康保険証と併わせて病院にご提示いただくことで、医療費のお支払いを自己負担限度額までに抑えることができます。

『限度額適用認定証』は申請が必要です。

保険者によっては期間を遡っての交付がされない場合があるので、入院が決まった場合には早めの申請をおすすめします。

※申請に必要な書類や申請方法はご加入の健康保険により異なりますので、詳しくはご加入の健康保険へお問合せください。

※限度額は所得状況により異なります。

※申請が不必要な場合や該当されない場合もありますので、事前にご加入の健康保険へお問合せください

※保険外負担（食事代、差額ベッド代、文書料など）の費用は高額療養費制度の対象外となります。

70歳以上の患者様・ご家族の皆様へ

平成30年8月から高額療養費の上限額が変わりました

所得区分が『現役並みⅠ』または『現役並みⅡ』の方は、健康保険証・高齢受給者証・限度額適用認定証の3点を病院に提示することで、自己負担限度額までのお支払いとなります。

『限度額適用認定証』は申請が必要です。

※『一般』または『現役並みⅢ』の所得区分の方は、『限度額適用認定証』は発行されません。

※住民税非課税世帯の方は、従来どおり『限度額適用・標準負担額減額認定証』が発行されます。

限度額適用認定証の申請についてのお問合せ窓口

- 健康保険組合、全国健康保険協会、共済組合、国民健康保険組合にご加入の方は、ご加入の保険者まで
- 国民健康保険にご加入の方は、お住まいの市区町村の担当窓口まで
- 後期高齢者医療制度の方は、お住まいの市区町村または都道府県の後期高齢者医療広域連合まで

限度額適用認定証の提示期限にご注意下さい！！

ご入院された月の翌月5日までに当院へ『限度額適用認定証』のご提示がない場合は、ご入院された月の『限度額適用認定証』を使用したお支払いができません。『限度額適用認定証』の使用ができない場合は、当該月の医療費をお支払いしていただいた後に、ご自身で各保険者に『高額療養費制度』の請求（還付手続き）を行なってください。なお、『限度額適用認定証』が使用できない場合、医療費が高額になる可能性がありますのでご了承ください。

※各保険者での限度額適用認定証の交付に時間を要する場合がございます。

入院が決まった場合には、早めの申請をおすすめします。

他に不明点やご相談等ございましたら、2階 医事課 ①番保険証確認窓口にお尋ねください。

地方独立行政法人市立大津市民病院 医事課

「手術・検査・治療」予定の患者・家族の皆様へ

当院では、患者・家族の皆様が「手術・検査・治療」を受けるにあたり、自らが意思決定をしていただけるようにお話をさせていただいております（「説明と同意」（インフォームド Consent）と言います）。疑問やわからない内容は納得いただけるまで担当医にご質問ください。

病院を受診される方は誰も「100%よくなりたい」との思いで来院されます。私たち医療従事者も「一つ一つの医療行為の実施」に最善を尽くします。しかし、「手術・検査・治療」は患者さんの身体に大きな影響を及ぼします。

時には、痛手や損失、また合併症や偶発症により不幸にして死に至る場合もあります。

そこで、医療行為を行う前に担当医から患者さんの状態に応じた複数の方法について有効性と危険性を示し、患者・家族の皆様が「自分が受けたいと思う治療・検査を自主的に判断し選択できる」ように説明させていただきます。

予想される重要な合併症や偶発症については説明しますが、きわめて稀なものや想定外のものもあり、全ての可能性を説明することは困難です。

患者さんの病気の経過や体力、お薬の反応も一人ひとり異なります。ある患者さんには「良い効果」が現れても、他の患者さんには「効果が得られない」場合や悪影響を及ぼす場合もあります。

このように一人ひとり医療における反応は複雑で多様性があります。そのため、医療従事者として患者さんにとって悪影響と考えられることを減らすことはできますが、全てを取り去ることはできませんのでご理解ください。

また、医療従事者の過失による身体障害であれば病院側に賠償責任が生じますが、過失を伴わない合併症や偶発症、予想されない災害による不利益に対しての賠償責任は生じません。

これらのことをご承知いただいた上で、手術や検査の「同意書」にご署名ください。

納得できない場合は、無理に結論を出さないで他の医師の意見を聞くことをお勧めします（セカンドオピニオンと言います）。その際、必要な資料は準備させていただきます。他の医師の意見を求めることで患者さんが不利な扱いを受けることは決してありませんのでご安心ください。

地方独立行政法人
市立大津市民病院 院長

「せん妄」について

「せん妄」とは？

- 体調が悪い
- 手術の後
- 新しいくすりがからだに合わない

※ほとんどの方は、治療により回復します

などの原因で
一定の期間
意識が混乱する
ことです



「せん妄」のときは、このような変化がみられます

(すべての方に見られるわけではありません)

□場所や時間の感覚が鈍くなる

- ・ いる場所や、今日が何月何日
 かわかりにくい
- ・ 昼や夜の区別や時間が分かり
 にくい
- ・ 病院にいるか自宅にいるか
 わからない

□昼と夜の感覚が鈍くなる

- ・ 眠る時間と起きる時間が不
 規則になる
- ・ 昼間眠って、夜に眠れない



□話していることのつじつまが 合わない

- ・ 過去のことを今のこのように
 話す
- ・ 現実とは違うことを話す

□怒りっぽくなり、時には荒っぽ くなる

□幻覚がみえる

- ・ 実際にはないものが見える
- ・ 「部屋の中に虫が見える」
- ・ 「誰かが部屋の外に立って
 いる」



□落ち着きがない

- ・ **転倒や転落の危険
 がある**
- ・ 何度もベッドから起き上がろう
 とする
- ・ 何度もどこかへ行こうとする

□からだについている治療のた めの管を「知らずに」抜いてし まう



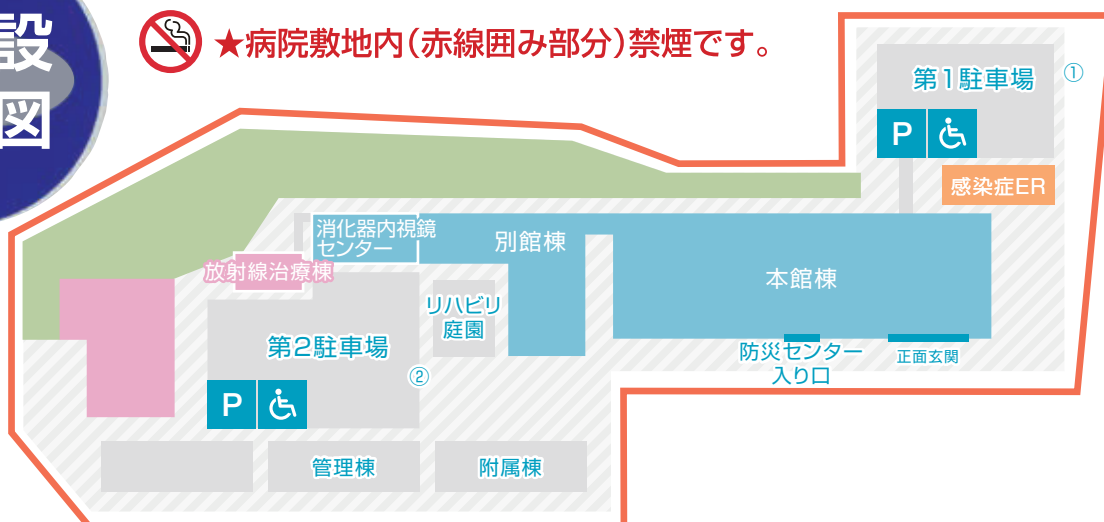
早期発見につとめています

症状に対しては投薬と環境整備で対処します

施設案内



施設配置図



P 駐車場は、最初の1時間までは無料です。(詳しい料金体系は本誌5ページ、ホームページ等でご確認ください。)

★禁煙を守れない方は、退院をお願いすることがあります。

①第1駐車場入口 ②第2駐車場入口

Otsu City Hospital



地方独立行政法人
市立大津市民病院
Otsu City Hospital

〒520-0804 大津市本宮2丁目9-9
TEL. 077-522-4607 (代表)
<https://www.och.or.jp/>